

府立高校教諭西本武史さんの勝利判決について（声明）

◆勝利判決を心より歓迎します

府立高校教諭の西本武史さんが、長時間労働が原因で適応障害を発症したとして大阪府に損害賠償を求めた裁判で、大阪地裁は6月28日、訴えを全面的に認め大阪府に請求通り全額の支払いを命じる判決を下しました。29日には吉村知事が「控訴しない」と表明し、判決は確定する見通しです。

府高教は、2019年2月の西本さんの提訴に際して、「勇気ある提訴に心からの連帯を表明します」との声明を発表し経過を注視してきました。今回の全面勝利判決を心から歓迎するとともに、教職員定数増・長時間過密労働解消のたたかいに、引き続き全力をあげるものです。

◆校長の安全配慮義務違反、給特法の問題点が明らかに

府立高校教職員の長時間過密労働は、府教委発表の数字で、全日制教員の「時間外在校等時間」の平均が年間410.7時間（2021年度）にもおよぶ異常な状況が続いています。その最大の原因は「給特法」体制のもと、人件費抑制として教職員定数が削減されてきたことにあります。また、多様化・特色づくり政策、「3年連続定員割れで再編整備」の条例を背景とした競争至上主義による学校間競争、新型コロナウイルスへの対応、GIGAスクール構想などが業務量を増加させていることも問題です。教職員の長時間過密労働は年々深刻化しており、健康被害も相次いでいます。

こうした中で今回の判決が、西本さんが適応障害を発症したのは適切な勤務管理を怠った結果であるとして、使用者である大阪府に賠償を命じたことは極めて重要です。判決は、発症直前1ヶ月の時間外労働が過労死ラインを上回るなど「量的、質的に過重な業務で健康を害する程度の強度の心理的負荷」があったにもかかわらず、校長が「漫然と身体を気遣い休むように声かけをするのみ」で「抜本的な負担軽減策をとらなかった」とし、「安全配慮義務違反が認められる」と結論づけています。また、判決は、部活動指導について「生徒指導の一環と位置づけられ、人事評価の対象にもなっている」と指摘し、業務時間として管理することが必要としました。

判決によって、給特法を隠れ蓑に教職員に異常な長時間過密労働を強いている府の姿勢が断罪されるとともに、その温床となっている給特法自体の見直しが必要であることも明らかになりました。

◆長時間労働解消・定数増へ、共同を広げとりくみに全力をあげよう

教職員の長時間過密労働解消に向けて何より重要なのは、教職員定数を抜本的に改善し、業務量に見合う人員を配置することです。また、「定額働かせ放題」の温床となっている給特法は抜本的に見直し、計測可能な時間外勤務については教員にも労働基準法に基づく割増賃金を支給すべきです。また、教職員の本来業務でない仕事をトップダウンで学校に押しつける教育行政の転換が求められます。

府高教は、これらの要求の実現に向けて、全教職員、広範な父母・府民との共同を大きく広げ、対府交渉をはじめとした今後のとりくみに全力をあげます。

2022年6月30日
大阪府立高等学校教職員組合